

様式第15号（第14条関係）

春日市保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関）

郵便番号.....
（請求者）住所又は居所.....
フリガナ.....
氏 名.....
電話番号（.....）.....－.....

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号及び決定日	文 書 番 号 : 開示決定日 : 年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が請求する場合における本人の氏名等	フリガナ 氏名	
	住所又は 居所	
	電話番号	（任意代理人の場合）
	代理人の 種別	☐ 法定代理人 [☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人
備考		

- 注 1 ☐については、該当する☐にレ印を付けてください。
- 2 必要に応じて訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
- 3 請求の際は、請求者欄に記載された請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
- 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍謄本等その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 5 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状等その資格を証明する書類の提出が必要です。
- 6 4及び5の書類は、訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限りします。
- 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対し、代理権の付与についての確認を行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 8 個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

書類の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）

郵便番号.....
送付先.....
電話 (.....) — (内線.....)
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば、入院先の病院長の証明等）を提示又は提出してください。
(理由)

【郵送により訂正請求を行う場合】

郵送により訂正請求を行う場合は、次に掲げる書類を提出する必要があります（提出する書類にレ印を付けてください。）。なお、その他確認書類を提出する場合には、開示請求担当窓口（当該個人情報情報を所有している所管課）へ事前に相談してください。

- 1 請求者欄（表面）に記載された請求者本人であることを確認するため、次の(1)及び(2)の書類を提出してください。
 - (1) 次のいずれかの書類の写し
 - ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険の被保険者証
 - ☐ 個人番号カード（表面のみ） ☐ 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 - ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 - ☐ その他確認書類（.....）
 - (2) 住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、）の提出が必要です。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所 課 担当
請求者本人確認欄	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（.....） ☐ 住民票（郵送の場合、上記書類及び住民票の確認が必要）
法定代理人資格確認欄	☐ 戸籍謄本 ☐ 成年後見登記の登記事項証明書 ☐ その他（.....）
任意代理人資格確認欄	☐ 委任状 ☐ その他（.....）
備考	